

ふじみ野市学校給食センター設置条例新旧対照表

改正案	現行
(経費の負担) 第6条 前条第2号から第4号までの規定により学校給食の実施を受ける者は、学校給食に要する経費(法第11条第1項に規定する経費を除く。)を負担しなければならない。 (運営審議会の設置) 第7条 センターの適正かつ円滑な運営を図るため、ふじみ野市学校給食センター運営審議会(以下「運営審議会」という。)を置く。 2・3 (略)	(経費の負担) 第6条 前条第2号から第4号までの規定により学校給食の実施を受ける者は、<u>法第11条第2項に規定する者と同額の</u>学校給食に要する<u>費用</u>を負担しなければならない。 (運営審議会の設置) 第7条 センターの適正かつ円滑な運営を図るため、ふじみ野市学校給食センター運営審議会(以下「運営審議会」という。)を<u>設置する</u>。 2・3 (略)